

回答書

戸畑枝光線（牧山枝光間）付帯施設整備工事（８－２）

番号	質 問	回 答
1	設計書２ページの形質変更指定区域内の汚染土壌投棄料について、対象となる特定有害物質の種類（第１種～第３種）の指定、または土壌汚染対策法の基準値（溶出量・含有量）の超過状況が記載されておられません。積算上の条件を明確にするため、該当する有害物質の種別または適用すべき処分先の条件をご教示ください。	設計図書に記載の形質変更時要届出区域内における汚染土壌の取扱いに関し、以下のとおり回答します。 １．対象となる特定有害物質について 当該区域における汚染土壌の処理にあたっては、近傍での土壌調査実績に基づき、以下の特定有害物質が「第二溶出量基準」及び「含有量基準」の範囲内で検出されるものと想定し、積算の条件とします。 ・第２種特定有害物質（重金属等） ・砒素及びその化合物 ・ふっ素及びその化合物 ・鉛及びその化合物 ２．汚染土壌の処分条件について 本工事において発生する汚染土壌の排出先は、北九州市の許可を受けた以下の汚染土壌処理施設とします。 ・日鉄高炉セメント株式会社 ・UBE 三菱セメント株式会社 九州工場黒崎地区 ・日鉄エンジニアリング株式会社 北九州土壌リサイクルセンター ・株式会社スカラベサクレ 第三処分場